

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 4 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380130

研究課題名(和文)イノベーション促進法制としての植物新品種保護法の理論的課題に関する総合的研究

研究課題名(英文)Research on Plant Variety Protection System as the social mechanism to promote innovation

研究代表者

平嶋 竜太(hirashima, ryuta)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授

研究者番号：70302792

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、1)イノベーション促進法制の観点からの植物新品種保護法制の理論的課題の明確化と対応、2)現行種苗法下での育成者権のエンフォースメント確保のための制度設計、3)国際的な知的財産法制フレームワークにおける植物新品種保護法制の再定義の可能性、を中心に理論的研究を行い、将来的方向性の導出を目的とした。研究成果として、現行における植物新品種保護法制は、昨今のゲノム編集技術等を基礎とした新しい育種技術を前提とすると、イノベーション促進及びエンフォースメント両面から多くの課題が認識され、特許制度との関係性という観点からも、制度上の枠組みとして見直すべき数多くの事項が明確となった。

研究成果の概要(英文)：This research's purpose are 1)clarifying theoretical matters about plant variety protection system as means to promote the agricultural innovation,2)how to design japanese plant variety protection act to make the breeder's right more effective,3)exploring the possibility to refine current plant variety protection system in the context of international intellectual proerty law system.

The summary of the achievement of this research is below.

Current plant variety protetion system is not complied with current and future breeding technology (also more advanced breeding tech based on genome editing technology such as CRISPER/Cas9) and future agriculture business models in many aspects. Then, to promote the agricutual innovation and to make breeder's right more enforceable and to protect the farmer's "right" rooted on traditional customs, current plant variety protection system should be "re-"designed. Additionally, it need to be accorded with patent system in concurrence.

研究分野：知的財産法

キーワード：イノベーション 農業 植物新品種保護 種苗法 ゲノム編集技術 制度設計 農業者の権利

1. 研究開始当初の背景

植物新品種の創作は、農林水産業・園芸業等の産業分野において画期的なイノベーションの源泉となりうると同時に、より優れた品種の作物の供給が実現されることによって、市場における競争力の向上にも寄与するものである。他方、その育成には膨大なコスト・時間を要する上に、一旦、新品種が獲得されると、その栽培普及は比較的容易となる性質を有する機会が多いことから、植物新品種開発コストの回収は容易になしうるものではない。このため、植物新品種の創作について知的財産法の下での一定の保護を付与することの合理性が見出せるところであるが、従来の植物新品種の育成過程の特徴から特許法による保護が必ずしも適合しないとされて、固有の法的保護制度として、植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)の枠組みによって根拠付けられる植物新品種保護制度が国際的にも確立されてきた。

優れた植物新品種の創作は、昨今、世界的な規模で高度化・大規模化・産業化へのシフトが不可欠となっている農業分野におけるイノベーション促進にとって、極めて大きな意義を有しており、日本においても、政府の知的財産推進計画 2009 において、植物新品種の保護を強化することがイノベーション促進のための施策の一つとして挙げられている。(同計画 30 ページ)このような状況に鑑みると、今後は、植物新品種保護法制(日本における種苗法制)と特許法制の両者が協調的・調和的に作用することによって効果的なイノベーション促進機能が実現されることが求められているといえるのであって、イノベーション促進法制の観点から、植物新品種保護法と特許法が交錯する制度上の領域における理論的課題について検証される必要性が高まっているといえるのである。

国際的な知的財産法研究の動向としても、

昨今、植物新品種を重要な遺伝資源として捉えて、各国の経済成長状況に応じた農業政策・食料政策の観点、生物多様性維持や持続可能な成長確保の視点、イノベーション促進制度としての特許制度との関係性の捉え方を巡る視点、等の多様な側面から植物新品種保護制度を法的観点から再検討する研究が目立ってみられる状況にある。(Enrico Bonadio, Crop breeding and intellectual property in the global village, 2007 E.I.P.R.167, Louwaars, Niels, et.al, Breeding Business. The Future of Plant Breeding in the Light of Developments in Patent Rights and Plant Breeder's Rights (December 30, 2009). Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1720088>, Matson, James, et.al, Intellectual Property and Market Power in the Seed Industry: The Shifting Foundation of Our Food System (September 1, 2012). University of Wisconsin Law School, Government and Legislative Clinic, Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=2153098>, 等他)

さらに、植物新品種の保護については、TRIPs 協定でも特許制度と固有の制度(sui generis)あるいはその組み合わせのいずれかによる保護を加盟各国が選択できる構成となっており(TPIP 協定 27 条(3))、植物新品種保護法制について国際的な知的財産法制のフレームワーク上の原則的位置付けを明確化する必要性の存否が問題となり、仮に必要性があるとすれば、いかなる位置付けとすべきか、という問題も未だ明確ではないと考えられる。

実務的観点からは、日本における植物新品種保護法たる種苗法を巡っても、育成者権者が侵害品に対するエンフォースメントを積極的に行う動きが目立っており(例えば、熊本県におけるイグサ「ひのみどり」の例、福岡県における農産物の育成者権侵害事例と対応方策・福岡県農業総合試験場研究報告 27・2008 年)、さらに、花き育成

者における育成者権を活用したビジネスの可能性の提示（JETRO 報告書・オランダおよび欧州における花きの育成者権取得に伴うビジネスの現状と市場調査・2012年）のように植物新品種保護制度をビジネスへ積極的に活用することに注目する動きもみられ、今後は育成者権のエンフォースメントを確保するための制度運用のあり方や制度設計の見直しについても必要になるものと考えられる。

以上のように、植物新品種保護法制を巡っては、イノベーション促進法制として特許法との協調的・調和的な関連性という新たな観点から理論的検討を行う必要性が非常に高まっていると同時に、法的保護のエンフォースメント確保、国際的な知的財産法制のフレームワークにおける再定義可能性という観点からも理論的な検討を深めることで課題を明らかにして、将来への現実的問題に対処し得る指針の礎を提供することが学術研究として求められている。

しかしながら、日本においては、種苗法に関する法理論的な研究は極めて少なく、上記のような視点から理論的・体系的な研究を行う必要性が極めて高いにあるといえるのである。

2. 研究の目的

本研究は、1. のような背景状況の下で、農業分野におけるイノベーション促進法制としての観点から生じる植物新品種保護法制における理論的課題の明確化と対応、日本における現行種苗法の下での育成者権のエンフォースメント確保のための制度設計、国際的な知的財産法制フレームワークにおける植物新品種保護法制の位置付けの再定義の可能性、という事項について理論的観点から検討を行って、一定の結論と将来的方向性を導出することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究の方法としては、基本的には文献の分析検討を基にした理論研究の方法を採った。具体的な流れとしては、研究に必要な基礎的文献資料の収集とその充実、実務状況の調査及び情報収集、資料分析、調

査内容分析、詳細検討項目の洗い出しと整理、各詳細検討項目についての研究、各詳細検討項目を統合させた総合的検討と追加的研究項目の抽出、最終的な取りまとめ、の各段階に分類することができよう。そして、これを先の研究目的の項で記した主要研究対象テーマにつき行って、総括する形で行った。

4. 研究成果

本研究の研究成果の概況は以下のようなものである。

(1) イノベーション促進法制の観点からの植物新品種保護法制の理論的課題の明確化と対応

イノベーション促進のための法制度という観点から、現行の植物新品種保護制度を分析検討によって、主として以下のような課題が明らかとなった。

第一の課題として、優れた植物新品種を保護するという観点から、現行種苗法における理論課題として、品種登録及び権利行使の局面で、いわゆる現物主義という考え方と特性表主義という考え方のいずれを採ることが妥当であるのかという問題について明確なコンセンサスが確立されることが挙げられる。

現行の植物新品種保護制度とは、あくまでも特定の性質を備えた植物新品種に対して品種レベルでの保護を付与するものであるが、その特性が個々の植物体毎に完全に一致することまでを要求されるものではない。このため、登録や権利行使の際に、保護対象とする植物新品種として、特定の植物現物を基礎として行うべきか（現物主義）、あるいは一定の特性だけを抽出して、その特性の組み合わせからなる品種概念を基礎として行うべきであるのか（特性表主義）という異なる方向性の考え方を採りうる。

いずれの方向性を前提とするのかという点は植物新品種保護制度による新品種保護の在り方を決するという意味で、明確にされることが望ましいといえるところ、現物主義については、植物体の細胞生理メカニズム・生育メカニズムが完全に解明されていない現状の下で、現に育成された品種だけに法的保護を付与するという発想といえることから、偶発的に登録品種と同じ特徴を備えた植物体にまで過度に保護が及ぶという危険性を回避できるものの、積極的に新品種を育成するというインセンティブを付与するという観点からみると、やや十分でない側面が認識できることから、方向性としては、一定の特性を基礎として保護対象とする特性表主義を前提とすることの方に合理性が見いだせるという形で、一応の

結論を得た。

もっとも、今後の新しい育種技術等を前提とすると、個々の植物新品種の創作に比べて、より包括的な形質や特性を発現するゲノム技術等に対する特許保護との調整を視野に入れた制度設計について併せて考察することの方がより重要な課題であることが認識された。

第二の課題として、農家による自家採種等に対する育成者権の効力調整に関する手当てと特許法における効力制限の調和を巡る問題が挙げられる。

一旦、適法に入手された種子や種苗について、その育成から収穫された種子等を再播種する行為については、形式的には育成者権の効力が及ぶものであるかのように解されるところではあるが、種苗法のような植物新品種保護制度の場合、優れた新品種が農家等によって幅広く普及して栽培利用されることも、その制度目的の柱であると考えられることから、農家等による自家採種等が、育成者権の過度の権利行使によって委縮されることも回避されるべきであって、農家等の新品種利用者側にとって、より明確な行動規範が提示されることが望ましいとも考えられる。現行種苗法においても育成者権の効力制限として、自家採種について効力制限規定が置かれている。(種苗法 21 条 2 項) しかしながら、昨今の植物新品種を利用するに際しては、同時に、育種技術や特定ゲノムのような特定の特許発明を実施することを意味する場合も多いと考えられるのであって、上記の種苗法上の規定だけでは明確な行動規範が導きえない状況にある。

もちろん特許法においても、従来から確立されてきた消尽法理の考え方が存するものの、その適用範囲という点では、特許法と種苗法は、その法目的は近接しつつも、若干異なるところもあることから、ズレがあることが認識される。このことから、特許法における消尽法理における議論状況について詳細に考察を行い、育成者権における権利消尽ルール¹⁾の在り方を研究して、むしろ特許法における課題として植物新品種保護制度における効力制限法理との調整の必要性について一定の方向性を得た。しかしながら、農家等における自家採種の問題は、昨今、国際的な条約レベルの問題として、いわゆる「農業者の権利 (farmer's right)」と密接に関係するものであることから、単に植物新品種保護制度及び特許法の枠組みだけで解決しえないところであり、この点に目配りをした更なる研究を要する。

(2) 現行種苗法下での育成者権のエンフォースメント確保のための制度設計

育成者権のエンフォースメント確保の課題については、実体法上の課題として先に検討対象とした、現物主義と特性表主義の論点と密接に関連していることが明らかとなった。

現物主義を重視すると、エンフォースメントにおいても、あくまでも現物に依拠した法的評価判断プロセスを行うことを要することから、迅速かつ効果的なエンフォースメントという観点からすると安定性・明確性に欠ける部分があるとも考えられる。

このため、基本的な方向性としては特性表主義の下で、一定の特性を基礎として迅速なエンフォースメントが可能な仕組みとしつつ、栽培条件や生育条件の変化等によって生じる特性変化については柔軟に取り入れて、過度なエンフォースメントによる弊害を回避するような制度設計の在り方が望ましいという方向性を得た。

(3) 国際的な知的財産法制フレームワークにおける植物新品種保護法制の再定義の可能性

植物新品種保護法制の国際的な知的財産法制における位置付けの現状としては、特許制度への一本化、固有制度、複合型という選択肢が各国に委ねられている現状にあるが、昨今のゲノム編集技術 (CRISPER/Cas9 等に代表される) の著しい発展によって、従来の育種技術に比べて、より精緻かつ幅広い植物品種へ適用可能な育種技術が開発されるに伴って、個別の植物新品種についての育成自体に法的保護を得ることよりも、より広範な育種技術や特定の形質発現に係るゲノムといったものについて特許法による保護を受けようとする動きの方がより高まるものと考えられ、現に遺伝子組み換え作物についての特許権の権利行使を巡る紛争がアメリカでは大きな問題となっている。

このため、植物新品種保護制度が特許制度とのいかなる関係性をとりながら、固有の意義を有する制度として機能すべきであるのか、そもそも固有の意義として合理性のあるものをどのようなところに見出すことができるのか、といった点が大きな課題であることが明らかとなった。

イノベーション促進の立場を重視するのであれば、植物新品種保護法の仕組みを特許制度に統合する方向性が考えられるところであるが、新品種開発固有の特性や農家等による利用の局面における特殊性について柔軟に対応しうる仕組みとして、逆に特許制度からの独立性を高めた制度設計を行うことも考えられる。このように多様な選択肢という形での成果を得た。政策選択の問題もあることから、画一的な結論を採ることなく、更なる理論的検討を要するものといえる。

以上のように、本研究によって植物新品種保護制度について、制度上の枠組みとして見直すべき数多くの課題が明確となった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 1 件)
平嶋 竜太、特許法の役割機能からみた発
明保護の対象範囲、日本工業所有権法学会
シンポジウム、2016年5月21日、九州大
学医学部百年講堂(福岡市)

研究者番号：
(3)連携研究者 ()

〔図書〕(計 2 件)
平嶋 竜太、「特許法における実施概念と消
尽法理をめぐる新たな理論的課題 - 農業分
野における現象を契機として」、中山信弘先
生古希記念論文集 はばたき 21世紀の知
的財産法(小泉直樹・田村善之編集)308 -
335頁 2015年 弘文堂

研究者番号：
(4)研究協力者 ()

平嶋 竜太、「特許法における間接侵害品の
「消尽」について - アップルサムスン事件
知財高裁大合議判決における「傍論」の意
義」、飯村敏明先生退官記念論文集 現代知
的財産法 - 実務と課題(設楽隆一ほか編集)
621 - 643頁 2015年 発明推進協会

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1)研究代表者
平嶋 竜太(Ryuta Hirashima)
筑波大学ビジネスサイエンス系教授
研究者番号： 70302792

(2)研究分担者 ()